

環境影響評価関連図書のインターネットの利用による継続公表について

1 背 景

近年のインターネットの発達及び行政手続の電子化の進展を踏まえ、千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号）、千葉市環境影響評価条例（平成10年千葉市条例第39号）又は千葉市計画段階環境影響評価実施要綱（平成26年3月制定）（以下「条例等」という。）に基づく環境影響評価関連図書については、条例等により、図書の縦覧期間に合わせたインターネットの利用による公表を事業者に義務付けているが、縦覧・公表期間の終了後は義務付けがなくなるため図書の閲覧ができなくなることが想定される。現に、環境省によると、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく図書については、多くの場合、縦覧・公表期間の終了後は図書の閲覧ができなくなっている。

このような状況を踏まえ、市民による環境影響評価に関する情報アクセスの利便性の向上を図り、もって事業に対する市民の理解を促進するため、「（仮称）千葉市環境影響評価関連図書のインターネットの利用による公表に関する要綱」を制定し、条例等に定める縦覧・公表期間の終了後についても、事業者の協力を得て、インターネットにより図書を継続して公表する仕組みを整備することとする。

2 要綱の骨子（案）

（1）対象とする図書

条例等に基づき本市に提出される環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書、事後調査報告書等の図書

※環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく図書については、平成30年度から環境省が、事業者の協力を得て図書を継続公表する取組みをすでに実施しているため、対象としないものとする。

（2）公表の方法

市ウェブサイトへの掲載

（3）公表の開始

条例等に定める縦覧・公表期間満了日の翌日から

※事業者から終了の申出があった場合は、ウェブ公表を終了する。

（4）公表の許諾（著作権への留意）

ア 事業者は、ウェブ公表に協力する場合は、許諾書及び当該図書の電子データを記録した電子媒体を市に提出する。

イ 事業者は、図書に作成者以外の者が作成した地図、写真、図形等の引用著作物があるときはその著作権者にウェブ公表の許諾の可否を確認した上で、ウェブ公表を許諾しない部分を許諾書に記載する。

ウ 市は、著作権に関する問題が生じないよう、ウェブサイト上に、著作権者の許諾を得ないで図書の複製、転用等を行うことは禁止されている旨を記載する。

（5）施行時期（予定）

令和5年12月（※施行日以降に提出される図書について適用する。）